

LPガス価格高騰対策事業 (令和7年度下半期実施分)のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、国の重点支援地方交付金を活用し、岩手県内的一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者に対し支援金を支給し、県民生活を支援する事業を実施します。

事業者の皆様におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を軽減するという本事業の趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

値引の対象となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※1 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。契約者が公共機関等の場合は対象外です。

※2 対象者の基本的な考え方は、前回事業から変更ありません。

料金値引額

1契約あたり**1,900円**（税抜）を上限に値引します。

値引実施時期

令和8年2月又は3月検針分の請求時に一括で値引きを行います。

2月（又は3月）検針分の請求額が1,900円を下回る場合、原則として請求額を上限として値引は終了しますが、各事業者の判断で値引残額を翌月1回に限り、繰り越すことは可能です。

申請手続

具体的な申請手続は、支援金支給要領や様式の記載例等を参考してください。

下記の県公式ホームページに掲載します。

トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 >

LPガス価格高騰対策費（令和7年度下半期実施分）

《本資料に係る問合せ先》

岩手県復興防災部消防安全課 Mail AJ0010@pref.iwate.jp

TEL 019-629-5557 FAX 019-629-5174

事業概要（令和7年度下半期実施分）

項目	内容
支援対象	LPガス小売事業者
値引開始前の手続	<p>○令和5・6・7年度中の事業に参加した小売事業者の場合 値引開始前の申請は不要で、値引を開始できます。</p> <p>○新たに参加する小売事業者の場合 令和8年1月30日(金)までに実施確認申請書を県に提出し、承認通知を受けてから、値引を開始してください。</p>
値引の明示	検針票や県がひな形を提供するチラシ(A4版、小型版)を活用し明示してください。（例）岩手県の支援で1,900円が値引きされています
支援金の支払	値引完了後、委託先事務局に支援金請求書を令和8年5月22日(金)までに提出してください。 ※完了後の速やかな提出に御協力をお願いします。
支援金の概算払	資金繰りの上で必要とする場合、令和8年2月27日(金)までに概算払申請書を提出してください。値引見込額の8割を上限とし、30日程度で交付します。
事務手数料の支援	値引を実施した件数に応じ定額を交付します。 - 999件まで 156,000円 - 1,000件から1,999件まで 244,000円 - 2,000件から4,999件まで 332,000円 - 5,000件以上 508,000円
その他	本事業へ参加頂いた事業者は、県のHPに事業者名を掲載します。

